

審議会意見のまとめ
(第4回・第5回の事前提出意見及び審議会意見)

【基本構想 第3章】

No	委員	内容	会長修正案等
1	川端	<p>第1節 都市イメージ(10頁・6行目) 「ここでは・・・めざすべき将来都市像に向かって・・・<u>これからの10年間の箕面の姿を描く</u>・・・」と記載され、まちづくりの政策とそのめざすところに主眼を置いた記載となっていますが、この項は第1節 将来都市像(9頁)の「<u>めざすべき将来都市像を以下のとおり設定します。</u>」に添えて10年後の将来都市像全体を中心にして、5つの「まちの姿」をわかり易く描写すべきと考えます。</p> <p>またこの項で将来都市像全体が記載される事により次の第4章 「めざすまちの姿と基本方向」説明文冒頭の(1行目)「<u>めざすべき将来都市像を実現するため、基本的人権を・・・</u>」と結びつき第4章の文章が生きてきます。</p>	<p>[原文のまま] 都市イメージは、第2章第2節のまちづくりの基本となる考え方や、第3章第1節の将来都市像が分かりやすくイメージできるように、挿入された。よって、第2章第2節の箕面の魅力アップに沿った構成になっており、5つのまちの姿を満遍なく記述することは、第4章と重複することになる。内容的には、5つのまちの姿の要素はほぼ網羅している。</p>
2	川端	<p>第1節 都市イメージ(10頁・右欄9～13行目と17～23行目) 「鉄道の延伸により・・・流入を促します。」(17～23行)は不要と考えます。</p> <p>その理由： 前段(9～13行)では魅力アップのための重点施策のまとめを3点記載しているが、下段(17～23行)ではそのうち鉄道の延伸を再度取り上げ「・・・暮らしやすい都市として、若い世代を中心に人々の流入を促します。」としています。</p> <p>しかし「箕面の魅力アップ」の項(7頁)では「・・・好循環を生み出すのは、「箕面の魅力アップ」です。地域資源を・・・<u>まちの魅力を高める事が、住民の定着、若い世代の流入を促し、・・・</u>」として、<u>重点課題を3点記載</u>しています。さらに直前の文章(15～16行)でも魅力アップと若い世代の流入と住民の定着を記載済みです。</p>	<p>[原文のまま] 都市イメージは、No.1で述べた趣旨をもって挿入することとなり、特に鉄道の延伸とそのまちづくりに与える影響に言及することとなった。</p> <p>鉄道の延伸は、若い世代の流入を促すだけではなく、さまざまな人々の間で交流が生まれ、人と環境に優しい都市として住民の定着が進むことにも影響を与える、特に重要な要素として表現した。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
		<p>鉄道の延伸には若い世代の流入を促す効果はありますが、若い世代の流入のためには子育て支援など他の政策も必要ですからこの文章は妥当とは考えられず、また無くても文章の趣旨は明確です。</p>	
3	川端	<p>第1節 都市イメ - ジ(11頁・左欄6行目)</p> <p>「自動車による・・・CO₂の削減を可能とします。このように、人と環境にやさしい都市をつくっていくことで・・・」</p> <p>「・・・CO₂削減に貢献します。さらに「環境共生さきがけのまち」を目指し環境問題に配慮が行き届き、都市と自然の共生をめざしたまちづくりと環境にやさしいライフスタイルへの転換が進んだ、環境負荷が低減されたまちをつくります。」と変更してください。</p> <p>その理由： <u>自動車によるCO₂削減の他にも多くの方策を講じる事により始めて「人と環境にやさしい都市」が実現するものと考えます。</u></p>	<p>[原文のまま]</p> <p>No.2で述べた趣旨から、鉄道の延伸の一つの効果を例示し、人と環境にやさしい都市を端的に表現している。</p>
4	川端	<p>第1節 都市イメ - ジ(11頁・左欄12行目)</p> <p>「言葉の壁の解消や・・・進めることにより、・・・魅力ある多文化共生の都市として・・・」</p> <p>「・・・進めると共に、すべての市民が国籍・性別・年齢・障害の有無などによって差別される事のない、人権尊重を基軸とした多様な価値観や多文化が共生するまちをめざします。」と変更してください。</p> <p>その理由： <u>言葉の壁の解消と相談支援など外国人を対象とする活動と共に市民自身の変革によって始めて多文化共生の都市が実現するのですからその事に触れる必要があると考えます。</u></p>	<p>[原文のまま]</p> <p>ここは、国際化をテーマとして、簡潔に表現した部分である。</p> <p>基本的人権の尊重については、総合計画の全編を貫く基本的な考え方であり、特にここで触れる必要はない。</p>
5	川端	<p>第1節 都市イメ - ジ(11頁・左欄17～20行目)</p> <p>「こうしたまちづくり・・・増加へとつながっていきます。」は不要と考えます。</p> <p>その理由： 他所での記述の繰り返しであるため。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>「若い世代の流入と住民の定着」のまとめと「地域資源の増加」への導入の文であり、必要である。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
6	川端	<p>第1節 都市イメ - ジ(12頁・左欄6～9行目)</p> <p>「新たな地域資源の中でも特に鉄道の延伸は・・・箕面の価値を高める事はもちろん、」は不要と考えます。</p> <p>その理由： 他所での記述の繰り返しであるため。</p>	<p>[修正]</p> <p>「都心部へのアクセス・・・もちろん、延伸」を削除し、「新たな地域資源の中でも、特に鉄道の延伸は、それに伴って新駅が・・・」と修正。</p>
7	川端	<p>第1節 都市イメ - ジ(12頁・右欄5行目)</p> <p>「鉄道の延伸により、・・・とともに、近隣に集積している大学や研究機関へのアクセスが向上することで・・・」部分の記述を工夫してください。</p> <p>その理由： 鉄道の延伸により、大学や研究機関へのアクセスが向上することが箕面における知的資源の活用とどのように結びつくのかをわかり易く表現してください。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>アクセスの向上が交流を容易にすることは、文脈から理解できる。</p>
8	川端	<p>第1節 都市イメ - ジ</p> <p>住宅都市である箕面の市民が日常安心して働くうえで欠くことのできない市民の健康維持、地域医療のあり方、障害者市民の生活や親族がどのような介護を受けるのか、まちの安全・安心につながる防犯・防災などがどのような姿であるのかに関連する記述も、提案された都市イメ - ジ(案)では不明確です。</p> <p>5つの「まちの姿」に対応する将来都市像をこの項に適切に記述すべきと考えます。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>都市イメ - ジは、No.1で述べた趣旨をもって挿入することとなったもので、安全・安心の具体的な中身については第4章で記述している。5つのまちの姿を満遍なく記述することは、第4章と重複することになる。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
9	増田	<p>第1節 都市イメージ図(14頁)</p> <p>都市イメージ図について、凡例のない部分がある。例えば、<u>かやの中央から船場にかけて赤く色が付いている部分</u>は何を意味しているのか。あるいは、<u>止々呂美と箕面森町の中の旧ダム用地の辺りの部分</u>はどのような地域なのか。基本計画第2章の土地利用の所で、もう少し細分化された図を次回ご提案いただくということとも関連してくるので、きっちり詰めていただきたい。基本構想はこれだよいと思うが、基本計画の細分化された図がどのような形で出てくるのか。特に気になっているのは、環境形成帯をどう位置付けているのか、都市拠点に対して地域拠点を位置づけるのかどうか、市街地は本当に1色で表せる市街地なのかどうかという点である。文言も少し足りないかもしれないので、ご検討いただきたい。</p>	<p>[修正]</p> <p>凡例を追加。(左記 都市拠点、環境形成帯) 基本計画には「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入。</p>
10	森岡	<p>第2節 将来人口(15頁)</p> <p>「適宜人口推計を見直して、その結果に応じた施策を展開します」となっているが、適宜見直すと言うと、構想としてふらふらしているイメージを与える。例えば「前期・後期で見直す」という表現にしてはどうか。</p>	<p>[修正]</p> <p>基本構想の指摘部分の「適宜」は、「後期基本計画の策定時には」と改め、基本計画の第2章第2節本文13行目の「適宜流入」も同様に改める。</p>

【基本計画 第2章】

No	委員	内容	会長修正案等
11	川端	<p>第1節(1)都市構造の基本的な考え方(2頁)</p> <p>この部分は「基本計画の基礎条件」の冒頭ですから<u>箕面市“全体”</u>の都市構造について基本的な考え方を述べるべきです。</p> <p>まちづくりの政策にも触れるのであれば「既にかやの中央には・・・公共交通の充実を図ります」(第4段2行目)はあまりにも局地的な政策である感を免れません。<u>箕面市の特色をつくり出す全体的な方針</u>「豊かな自然に囲まれた居住環境を特色とする、快適な都市機能を有する近郊住宅都市としてまちづくりを進めます」などを記述する事を望みます。</p> <p>上記に対応して3頁の都市構造イメージ図も広域都市軸、地域生活拠点、新市街地ゾーンなどが記載されたものを使用して<u>都市構造“全体”</u>を分かりやすくしてください。</p>	<p>[修正検討]</p> <p>「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入するのに併せて修正を検討。</p>
12	川端	<p>第1節(2)土地利用の基本的な考え方(2頁)</p> <p>ここではこの総合計画が箕面市のまちづくりの最上位計画と位置づけられている事を踏まえ、本市が大切にすべき<u>土地利用そのものについての基本的な考え方を具体的に分かりやすく、明示しては</u>いかがでしょうか。例えば「山間・山麓部のみならず市街地のみどりや農地等を保全すると共に、良好な居住環境を確保する事に努めます」など。</p> <p>「前節の都市構造の基本的な考え方・・・適切な土地利用を図る必要があります」のみでは“原文”前節のどの部分を指すのか具体性に欠け、箕面市の方針が十分に伝わりません。</p> <p>また土地利用に関わる折衝方針をここで詳しく述べる必要はありますか。</p>	<p>[修正検討]</p> <p>「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入するのに併せて修正を検討。</p>
13	神田	<p>第1節(2頁・24行目)</p> <p>「これが市域を超えた広域的な社会資源であるところから、大阪府の総合計画や近隣市町の計画との整合にも留意する必要があります」という記述は、<u>国定公園の変更や近郊緑地の開発など誤解を生むため不要ではないか。あえて入れるならば環境形成帯のところへ入れた方がより正確ではないか。</u></p>	<p>[修正検討]</p> <p>「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入するのに併せて修正を検討。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
14	増田	<p>第 1 節(2 頁)</p> <p>箕面市の特色を作り出す全体的な方針をもう少し分かりやすく書く必要がある。例えば、山なみ景観保全地区だけではなく、山すそ景観保全地区や、船場をどうするのか、市街地は全部一律でいいのか、調整区域をどう扱うのかという議論など、箕面市は先進的、積極的な施策をやってきたので、もう少し市全体をどう考えていくかを書いてもいいのではないかと。</p>	<p>[修正検討]</p> <p>「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入するのに併せて修正を検討。</p>
15	川端	<p>第 1 節(2 頁)</p> <p>これから大きな課題になるのが、市街地をどう扱っていくのかということである。市街地の土地をどう利用していくのか、はっきりした方針を上位計画である総合計画に書き込んでいただきたい。</p>	<p>[修正検討]</p> <p>「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入するのに併せて修正を検討。</p>
16	神田	<p>第 1 節(2 頁)</p> <p>農地法の改正後、生産緑地にしても、これからどうしていくのか検討されている状況だと思うが、農地をどうするのかという点も書き加えていただきたい。</p>	<p>[修正検討]</p> <p>「都市構造のイメージ図」に加えて「土地利用構想のイメージ図」を挿入するのに併せて修正を検討。</p>
17	川端	<p>第 2 節(4 頁) 図 - 1</p> <p>図の注釈：新市街地(子育て世代が入居)、同(多様な世帯が入居)の差異について説明が望まれます。</p>	<p>[追加]</p> <p>下記の注意書きを加筆する。</p> <p>* 新市街地の人口は、年次別住宅供給戸数に入居世帯人員を乗じて推計している。若年層を中心に「子育て世代が入居」した場合〔世帯人員 3.09 人(彩都は 3.02 人)と仮定〕及び高齢世帯なども含め「多様な世帯が入居」した場合〔世帯人員 2.87 人と仮定〕の 2 通りを示している。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
18	藪口	<p>第3節(6頁)</p> <p>第3節の財政運営の考え方は、具体性が乏しいと思う。総合計画を進めていくにあたって、箕面市の財政の現状はどうか、今後どうなっていくのかは非常に重要であり、基本計画に書き込む必要がある。もう1点は、北大阪急行の延伸は予算の範囲内で対応できるということを前提にしていると思うが、その確からしさはどれだけあるのか。完全な裏付けは無理だとしても、市民にとって分かりやすく、安心感を持てるものが基本計画に盛り込まれるべきだ。</p>	<p>[修正]</p> <p>財政運営の考え方については、市債残高と基金残高の推移を示した。また、北大阪急行の財源については、基金や市債で対応することとし、一般財源への影響に配慮し、過度な財政負担とならないよう平準化していく方針を示している。</p>
19	山内	<p>第3節(6頁)</p> <p>財政の見通しの話と人口推計の話とはうまく整合が取れているのか、よく分からない。この財政見通しを立てる前提として経済成長を見込まず、一方で人口は増えるということは、一人当たりの所得が減っていくという想定をしているのか。今後10年ずっと0パーセント成長という前提で計画を立てるのは、悲観的すぎないか。新規の産業が起きて拡大する可能性や、鉄道の延伸によって人口が増える可能性もあるので、ある程度幅を持たせた数字にしてもいいのではないか。</p>	<p>[修正]</p> <p>新市街地に、より多くの人口が流入するとした高位の人口推計結果に基づき、市税収入の見通しを立てている。ただし、北大阪急行の延伸の効果として想定される人口の増加及び税収の伸びについては見ていないため、幅を持たせた示し方にはしていない。</p>
20	川端	<p>第3節(6頁)</p> <p>長期財政の見通しのグラフを見てみると、収支均衡させられるという意味では、箕面市の財政は良くなるという印象を受ける。しかし、ここに出されている財政の指数と言うか、項目が非常に限られていて、箕面の財政全体がどうなっていくのか正確には理解できない。この総合計画を読む人が、財政がこれからどうなっていくのか納得できるように、分かりやすく書いていただけるとありがたい。</p>	<p>[修正]</p> <p>直近の試算に変更し、市債残高と基金残高の推移を示した。</p>
21	植山	<p>第3節(6頁)</p> <p>基本計画第3節 財政運営の考え方に関して基金残高等についても記述すべき。</p>	<p>[修正]</p> <p>直近の試算に変更し、市債残高と基金残高の推移を示した。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
22	川端	<p>第3節(6頁)</p> <p>(1)「本市の財政状況」は近年の経常収支比率100%超のほか、積立金残高は減少傾向が続き10数年間で約300億円減少、また地方債のうち特例債が増加し続けるなど危機的状況にあります。市民意識調査は「財政の健全化」を重要度が高く、満足度が低い最先端に位置づけています。</p> <p>他方(2)「財政運営の健全化」では“財政運営は収支均衡すべき前提に立ち財政の健全化をはかる”との方針を述べるだけで、どのような財政運営を必要とするのかに触れないまま2013年以降は収支均衡されるが如く図示しています(図-1)。</p> <p>一方この項目は第五次総合計画 基本構想第5章 記載のごとく箕面市が持続可能な財政構造改革を進めるにあたり、<u>市民が「自助・共助・公助」の役割を分担し、また協働の担い手となる期待を実現するための背景を説明する重要な部分</u>です。そのためここでは<u>財政健全化策を引き続き実施する必要性がある現実を市民が正しく理解し、納得し、協力することが出来る記述をデ-タと共に加筆する事</u>が必要です。</p> <p>箕面市の財政状況の全貌を市民が正しく理解するために、一般会計のみならず少なくとも身近な健康保険・介護保険事業などを含む公営事業会計、箕面市が出資する第3セクタ-や地方債、積立金などの将来見通しも是非お知らせ下さい。併せて子どもたちに負担を先送りしない<u>安心できる財政を確立するために必要な取り組みをここに提示すべきである</u>と考えます。</p>	<p>[修正]</p> <p>現在の経済情勢から、歳入歳出の長期的な見通しを立てることは非常に困難であるため、国・府などの補助金など特定財源を除いた一般財源による歳入の見通しを示すこととした。歳入については、後期基本計画を立てる際には、時点修正を行い見直していく。</p> <p>なお、歳入については、直近(平成22年3月時点)の試算に変更し、新たに市債残高と基金残高の推移を示した。安心できる財政を確立するために必要な取組は、第4章5-(3)に記載している。</p>

【基本計画 第3章】

No	委員	内 容	会長修正案等
23	川端	第1節 計画の体系(8・9頁) 4-(5)の項を省く。	[修正] 第4章4-(5)中、「『箕面らしさ』を全国に発信します」以外を削除する。
24	植山	第1節 計画の体系(8・9頁) 第3回審議会において、基本構想第4章第4節の基本方向(5)に関して基本計画の中の政策、施策、成果指標など組み立てに影響する話なので、事務局で整理していただく事になっているが基本計画第3章第1節の体系図中4-(5)は削除すべきと考える。	
25	川端	第2節(10頁)「協働によるまちづくりの推進」 「行政はこれまで・・・自治と協働によるまちづくりの基盤を整えます。」を次の如く変更する 「地方分権時代に求められる自治と市民の参画・協働を推進するための基盤として、総合計画を含むまちづくりの仕組みと、それに関係する全ての主体の権利と義務、さらに協働がまちづくりに占める位置などを明確にする <u>箕面市まちづくりの規範(自治基本条例などの法律)を定める</u> 」 その理由：地方自治体に求められる自己決定・自己責任の重要性、さらには自治体を取り巻く近年の厳しい財政環境を認識し、第五次総合計画が補完性の原則と協働をまちづくりの基本としているためです。 上記の考え方に基づき基本計画「まちの姿を実現するため」の <u>基本方向において具体的に定めた「各主体の主な役割」を市民や事業者なども担い、成果指標の「主役度」を果たすため、自助・共助・公助と協働を確実に実行しなければなりません。</u> <u>この自助・共助・公助と協働などが市民や事業者にとって参加・参画の権利あるは義務、または社会奉仕、まちづくりのための協賛活動等のいずれに位置づけるのかを分かり易く説明しておくことも必要です。</u> この様な規範の制定は <u>まちづくりについて市民などの理解と認識を拡げるうえでも有用です。</u>	[原文のまま] この総合計画は、箕面市まちづくり理念条例の理念に基づいて推進することとしている。

No	委員	内 容	会長修正案等
26	島村	<p>第2節(10頁)</p> <p>「行財政改革の推進」の「PFI事業」の削除について</p> <p>負担を時代に先送りしたり、歳出の範囲で歳出を組むという考え方を基本としながら、PFI事業などの制度を有効活用するとなっている。</p> <p>PFIは、不況時に公共事業を起こす事業を起こすため、歳入不足を補うため有利子付の資金を銀行から長期借入れを行うものとする。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>PFI事業は、民間活力を導入して、効率的・効果的な行政目的を達成するために、極めて有効な手段の1つである。</p>
27	川端	<p>第2節(10頁)</p> <p>「柔軟な組織体制と人材の育成」</p> <p>「市民は・・・自ら・・・育成します」を次の如く変更する。</p> <p>「市民は参画と協働がまちづくりに果たす役割の重要性を実感できる機会を行政と協力して増やすと共に、自助・共助・公助の意義を理解しその定着に努める。」</p> <p><u>その理由</u>:まちづくりにおける参画と協働の意義を実感し理解する事が、補完性の原則の理解へとつながると考えるからです。</p>	<p>[修正]</p> <p>「...に基づき、自ら<u>まちづくり</u>の担い手を育成します。」</p> <p>ここでは「人材の育成」というタイトルに沿って記述しており、ご指摘のような具体的な取組については、第4章5-(1)で示している。上記の修正は、「地域経営」という言葉が分かりにくいいため。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
28	川端	<p>第2節(11頁・第1段) 成果指標の評価・検証 「RPDCAの・・・基本とし施策や事業の進行度合いを評価します」に次の如く加筆する。 「RPDCAの・・・基本とし<u>総合計画の進行度合いと施策や事業・・・評価します</u>」(加筆に対応してイメ・ジ図も訂正する) <u>その理由</u>:基本構想(3頁)第1章第4節の「総合計画の達成度・・・」は総合計画そのものの目標達成の意味であり、RPDCAの“C”の対象は<u>総合計画の記述する地域資源の増加、箕面の魅力アップであり、その結果としての若い世代の流入・住民の定着であるからです。箕面の魅力をつくる「緑覆率、山ろく・まちなみ景観、財政健全化度合い、行政サービスレベル、協働・参画度合いなど</u>」や、若い世代が流入して高齢化率が抑制されるなど<u>通常の行政評価では対象とならない項目も総合計画の進行度合いの管理に必要です。</u> なお時間経過の中でこの度提案された<u>総合計画そのものが時代に適合しているのかどうかを検討・対応する方法の加筆も必要です。</u> またこの様な総合計画の達成度の評価は通常の行政評価とは異なる視点が求められますから、<u>行政組織の外側に総合計画の進行度合いの評価を担当する適切な組織</u>を設ける事を提案します</p>	<p>[修正] 「...基本とし、<u>総合計画に盛り込まれた施策や事業の進行度合いを評価します。</u>」 ここでは、計画の実現のための取組である「成果指標の評価・検証」について記述している部分であるので、成果指標が設定されている施策及びその下に位置づけられる事業の進行度合いの評価としている。修正案はその点を明確にするものである。 なお、第8回策定委員会議で総合計画の進行管理について検討した際も、施策単位で評価するのがよいという意見が多数であった。 進行管理の外部組織の設置については、今後行政が検討する事項とし、計画には記載しない。</p>

【基本計画 第4章】

No	委員	内 容	会長修正案等
29	川端	分野別計画(14頁～) 「基本方向」ごとに設定されている成果指標の指標名は夫々の「基本方針」や「取り組みの体系」との結びつきが分かり易い指標が望まれます。また主役度の判断は立場により異なる視点があります。これらは多岐にわたりまた専門的でもありますから各種の立場の人が加わる策定委員会等で別途再検討する事を提案します。	[第6回審議会で検討] 策定委員会議は役割を終え、すでに終了している。
30	植山	分野別計画(14頁～) 成果指標を全て検証するには時間がかかるので、早急に検討すべき。	[第6回審議会で検討]
31	藪口	1 - (1)(14～16頁)【基本構想でのご意見】 基本方向(1)において、健康づくりの意味や積極的な取り組みに関して小学校、中学校レベルから地域での学習に至るまでのあらゆるチャンネルにおいてその意義が理解され、進んで積極的に参加できる体制の整備が必要であると思う。 医療に関しても、病気になってからの薬による症状緩和医療ではなく、病気になれば、その原因を生活習慣の中に見いだし、これを改める方向で指導するその様な取り組みや、これを評価する体制の整備が必要だろう。	[原文のまま] ご指摘の趣旨は、3.(取組の内容)の中で、「乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた...などの環境整備」(15頁・5～7行目)、「心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の向上を図る」(15頁・4行目)で表現している。
32	須貝	1 - (1) 5.成果指標(16頁) 4項目目 「不満足度」ではなく、「満足度」の方が分かりやすい。	[第6回審議会で検討] 市民満足度アンケートは5段階評価のため、不満足以外が満足とはならない。自治体病院として、幅広い市民に満足していただける医療を提供するためには、不満と思われる要素を取り除き、サービスレベルの底上げを図ることが重要であるため、不満足度の指標を選択した。

No	委員	内 容	会長修正案等
33	川端	1 - (2) 3.取組の体系(17頁) <u>ノーマライゼーション社会の対象に高齢者をも含みますから、「ノーマライゼーションに基づく」は</u> 体系図最上段の文中に移し、下段の障害者市民欄については高齢者欄同様の文章とする。	[修正] 資料2 1 - (2)のとおり修正。
34	須貝	1 - (2) 4.各主体の主な役割【自治会や NPO など】(18頁) 市民の啓発の役割とともに、自治会や NPO からの啓発を加筆すべきです。 例 ・健康づくりや介護予防などに関わる団体の活動紹介や、情報の提供などを積極的に推進します。 ・地域を中心に高齢者等の身近な相談、見守り、声かけなどのコミュニケーションを活かした活動の促進に努めます。 ・ノーマライゼーションを啓発する活動を促進し、その活動の協力・支援に努めます。	[追加] 〈例〉として挙げられた3点を追加する。
35	藪口	1 - (3)(20～22頁)【基本構想でのご意見】 基本方向(3)について、みんなで支え合って暮らしの安全を守るという方向そのものは結構だが、たとえば、地域において住民の大多数がその必要性を感じ、設置を望んでいる信号機の設置が半年も1年も放置されているのが箕面市の実態である。これでは、「人命尊重を第一に考え、市民の暮らしの変化に応じた交通安全策を進めます。」といってもその実効性は大いに疑問であり、市民からの要請について適宜適切に対応する姿勢と窓口の設置が不可欠のように思う。	[原文のまま] 市民からの要望・苦情を受ける窓口は設置している。ご指摘の信号機の設置については、引き続き関係機関への積極的な働きかけを継続するとともに、早期設置に向けた取組を進めていただく。
36	吉村	1 - (3) 3.(取組の内容) (21頁) 地域の防犯活動を支援し犯罪のないまちづくりを進めます 取組内容が非常に抽象的であり、もう少し具体的な取組みを提示してはどうか。例えば、平成22年度、大阪府下の120校区で設置予定の地域安全センターをイメージして「小学校区などを核とした地域防犯活動の拠点の整備推進」等の表現を追加する。	[追加] 下記のとおり追加する。 「犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、 <u>小学校区などを核とした地域防犯活動拠点の整備推進</u> 、地域安全運動の推進、…」

No	委員	内 容	会長修正案等
37	増田	1 - (4) 3. (取組の内容) (24 頁) 高等教育機関との連携による起業支援あるいは事業開拓支援と関連して、地域の雇用機会を増やし、という所に起業支援や事業開拓支援というようなことが入っているので、少し修正加筆が必要ではないかと思う。	[修正] 文頭の「商工会議所など」を「商工会議所や包括協定を締結している大学など」と修正する。
38	黒田	1 - (4) 3. (取組の内容) (24 頁) 雇用機会を増やすために、起業支援や事業開拓支援を行うということと、就労困難者への就労支援を行うということの2つが含まれているので、分けた方がいいのではないか。	[原文のまま] 起業支援や事業開拓支援については、4 - (4) に新産業の誘致という形で追加修正したので、ここでは原文のままとする。
39	神田	2 - (1)(26 頁) 同和問題というむき出しの言葉が出てくるのはいかがなものか。地対財特法によって同和事業が進められてきたが、そういうことも含んだ同和問題ということになってくる。第四次総合計画でも「特別措置としての同和対策事業は終了しますが、心理的差別など、残された課題の解決に向けた人権尊重の取り組みを進めます」というような表現になっている。	[原文のまま] 特別措置としての同和対策事業は終了したが、差別事象をはじめとするさまざまな人権問題については、早期解決に向けた取組が必要であることを表している。
40	神田	2 - (1) 4.各主体の主な役割(27 頁) 行政の役割として「男女協働参画推進施策を推進します」とあるが、男女協働参画推進条例制定に向けての取組もこの中に含んでいるのか。「推進施策を推進します」という表現もいかがなものか。	[修正] 「男女協働参画施策を推進します」 男女協働参画推進条例制定に向けた取組がこの中に含まれるかどうかは言及しない。
41	籾口	2 - (2)(29～31 頁)[基本構想でのご意見] 子育て支援の中身として、保育所における待機者ゼロを目指す体制をしかも民間に担わせるという観点で、検討すべきである。民間が進出しやすい様にするには何を支援すれば良いかという観点からのアプローチが必要だと思う。また、保育所だけでなく、その後の小学校についても学童保育の受け入れの充実と、高学年4年生以上の後期学童の受け入れも検討されるべきで、これに要する人員に関しては有償安価なボランティアによって賄うといったアプローチが必要である。	[原文のまま] ご指摘のような具体的な内容については、事業レベルで検討する課題である。

No	委員	内 容	会長修正案等
42	川端	2 - (3) 2.基本方針 1 項目(32 頁) 「生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり(教育)」と「豊かな人間形成に向けた教育の充実」、「ともに学び、ともに育つ」、「小中一貫教育によって小学校、中学校の相互連携」、「保育所や幼稚園との連携」などがどのように関連するのかを分り易く表現してください。	[修正] 文章を2文に分割する。 ・「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、小中一貫教育による小学校・中学校の相互連携や、保育所・幼稚園との連携を深めることにより、子どもたちの豊かな人間形成に向けた教育を充実させます。 ・すべての子どもたちの自己実現と豊かな人権感覚など「生きる力」をはぐくむ特色ある学校づくりをめざします。
43	藪口	2 - (3)(32～34 頁)【基本構想でのご意見】 教育についても、ありきたりの表現にとどまらず、教育を科学的に検討し、早寝早起き朝ご飯の励行や、早朝ランニング、早朝素読の実施等といった様々な成功事例を検討していち早くこれらを導入することによって箕面市の教育レベルの向上を図り、是非とも箕面市の公立小学校、中学校へ通わせたいと父兄が考える様な体制を整備することこそが箕面市の魅力アップに繋がると思う。	[原文のまま] ご指摘の趣旨は、3.(取組の内容) (33 頁)の「教育課程の創意工夫・改善」の中に包含されており、具体的な内容については、事業レベルで検討する課題である。
44	窪	2 - (3) (32～34 頁)【基本構想でのご意見】 基本方向(2)に以下の文章を追加する。 「子どもが自ら問題を発見し、自分の考えを他の人に伝え、他の人の考えを理解する教育に努めます。」	[修正] 3.(取組の内容) (33 頁)の1文目「すべての中学校区で...指導方法を一層、工夫します。」と2文目「また、教育課程の創意工夫・改善を...」の間に追記。

No	委員	内 容	会長修正案等
45	窪	2 - (3) (32～34 頁)【基本構想でのご意見】 基本方向(3)3項目目を以下のように変更する 「安全・安心な教育環境の整備に取り組むとともに、 教職員が子どもと向かい合う時間を増やします。」	[原文のまま] ご指摘の趣旨は、3.(取組の内容)(33 頁)の「教職員の意識改革や資質向上」に包含されている。
46	増田	2 - (3) 3.(取組の内容)(33 頁) 農地が持っている価値や地産地消の議論の中で、農業の持っている食の教育という話があったが、ここでは出てこないのか。市内の農業生産と給食授業とがうまく関連してくれば意味が出てくる。	[原文のまま] 食育については、3.(取組の内容)(33 頁)及び1-(1)3.(取組の内容)(15 頁)で記述している。
47	須貝	2 - (3) 4.各主体の主な役割【市民・NPO】(33 頁) ・学校が必要とするボランティア活動 <u>学校と連携可能なボランティア活動</u> 学校が必要なボランティア活動では、イメージが不明確であるため。	[修正] ご指摘のとおり修正。
48	須貝	2 - (4) 4.各主体の主な役割【自治会やNPOなど】(37 頁) ・地域課題の発見・解決に向けた学習 <u>学習や活動</u> 学んだことを生かすことを前提にした提案であるべきです。	[修正] ご指摘のとおり修正。
49	増田	3 - (1) 3.(取組の内容)(39 頁) 取組の内容 に入っていると書いてよいかもしいれないが、低炭素という言葉があまり出てこない。「環境共生さきがけのまち」の中で、二酸化炭素の排出抑制に努める生活形態をしますというような表現が出てこないのが良いのかどうか。	[修正] 3.(取組の内容)の下から2行目「環境にやさしいライフスタイル」を「低炭素社会の実現に向けた環境にやさしいライフスタイル」に修正。
50	須貝	3 - (1) 3.(取組の内容)(39 頁) 「ごみの3Rを進めます」とあるが、4Rではないか。	[原文のまま] 3Rまでは考え方が確立されているが、4つ目のRについては、リフューズやリペアなどいろいろな考え方があるため。

No	委員	内 容	会長修正案等
51	神田	<p>3 - (1) 4.各主体の主な役割(40 頁)</p> <p>行政の役割で「環境クリーンセンター・リサイクルセンターの計画的な管理・保全を行うとともに、当該施設などの更新を視野に入れたごみ処理体制の検討を行います」とあるが、この表現ではよく分からない。現状では、少なくとも今後 10 年間は延命化を図るという方針があると思うので、燃やすごみはできるだけ少なくしようという表現にした方が、市民には理解しやすいのではないか。</p>	<p>[修正]</p> <p>「現環境クリーンセンター・リサイクルセンターの長期活用を図るため、施設の計画的な管理・保全に努めます。」</p>
52	藪口	<p>3 - (2)(41～43 頁)【基本構想でのご意見】</p> <p>環境共生という観点は重要なのだが、それがなぜ重要なかが市民一人一人に伝わるような検討とその結果の広報が必要だと思う。</p> <p>具体的には、森林を散策した場合の人が受けるフィットンの効用であるとか、森林の緑を見ることによる人の体ないし脳への癒し効果などについての研究の成果を踏まえた分析、説明をし、実体験をする機会をPTA活動等を通じて実施していくべきだろう。また、森林浴を積極的に進めることができるような、NPO等との協力関係の構築も同時に進めるべきことだと思う。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>ご指摘の趣旨は、4 - (1)に記述している。</p>
53	森岡	<p>3 - (2)(41 頁)</p> <p>山すそ景観は、緑を保全するというより、景観を保全するという方がウエイトが高い気がするので、景観の所に入れてはどうか。</p>	<p>[修正]</p> <p>資料2 4 - (2)のとおり修正。</p>
54	川端	<p>4 - (1) 1.現状と課題(47 頁)</p> <p>「山すそ景観保全地区」を指定し、建築デザインを規制する」を加筆してください。</p>	
55	島村	<p>4 - (1)(47 頁)</p> <p>北摂山系の自然環境は、箕面市のブランドであると思うが、「山なみ景観に配慮する仕組み」は出来ているが、「山すそ部での開発を抑止する仕組み」は弱い。</p>	

No	委員	内 容	会長修正案等
56	須貝	<p>4 - (1) 4.各主体の主な役割【自治会やNPOなど】(48 頁)</p> <p>・地域に暮らす市民として <u>地域に暮らす市民の立場</u>で</p> <p>市民とは別の役割である項目の中なのに市民が主語のように読めるので。</p> <p><u>下記項目を増やす。市民と各分野の連携が不可欠である事を明記。</u></p> <p>・みどり豊かな自然環境を保全するための啓発を、市民や行政、事業者などと連携して推進します。</p>	<p>[修正]</p> <p>ご指摘のとおり修正。</p>
57	神田	<p>4 - (2) 3.(取組の内容) (51 頁)</p> <p>住まいの耐震性の確保は、住まいという項目から51 頁に入れられているが、突然耐震性というのが出てくるので防災のところに入れるべき。</p>	<p>[修正]</p> <p>21 頁は防災組織などの地域の防災力をテーマとし、51 頁は安全安心な住生活をテーマとしているので、住まいの耐震性の確保は4 - (2)に位置づけ、取組の内容 本文4行目を下記のとおり修正。</p> <p>「現在居住している住宅の耐震化など適切な維持管理や改善…」</p>
58	増田	<p>4 - (4)(56～58 頁)</p> <p>高等教育機関との連携による起業支援あるいは事業開拓支援と関連して、産業のところにも少し修正加筆が必要だと思う。</p>	<p>[修正]</p> <p><u>資料2</u> 4 - (4)のとおり修正。</p>
59	森岡	<p>4 - (4)(56～58 頁)【基本構想でのご意見】</p> <p>「秋の紅葉の時季だけでなく、四季を通じてこれらを訪ねてくる人々で賑わっています。」</p> <p>観光客は従来のイメージを持って受け止められやすい。できればコミュニティツ - リズムという概念の施策を取り入れる。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>ご指摘の趣旨は現状と課題や取組の内容、市民の役割に記述している。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
60	吉村	4 - (4) (56 ~ 58 頁) 新名神高速道路という大きな都市基盤の整備に対する表現があまり出てこない。流通の利便性という、物流や製造という、あまり箕面らしくない企業かもしれないが、せめて観光や商店、あるいは農業と、交通の利便性が関連づけられた表現がされてもよいと思う。	[修正検討] 第5章「地域別の特性と今後の施策展開」の修正と併せて検討。
61	川端	4 - (4) 3. (取組の内容) (57 頁) 「地産地消を推進し、農業を活性化します」の記述を再考してください。	[修正] 資料2 4 - (4) のとおり修正。
62	神田	4 - (4) 3. (取組の内容) (57 頁) 「遊休化した農地を市民農園として活用し」とあるが、実際に遊休化した農地は利用しにくいような所が多いので、「遊休化した農地」は外した方がよいのではないかと。「遊休化した農地」を入れるのであれば、行政の役割の3つ目で、農業施設の整備・改善としている所を農業基盤にした方がよいと思う。	[修正] 「遊休化した農地」については原文のままとし、「農業施設」を「農業基盤」に修正。
63	神田	4 - (4) 5. 成果指標 (58 頁) 農地面積の目標値が現状維持となっているが、これはとても不可能なので、農地面積は成果指標から外すべきである。	[第6回審議会で検討] 農地面積の代わりに「遊休農地解消延べ面積」を指標とした。
64	神田	5 (62 ~ 70 頁) 誰もが公共を担うという問題の建て方というのは、自己責任論に基づく発想が強いというふうを感じる。補完性の原理に基づいて住民自治を深めていくのは当然だと思うが、行政がやることを市民もやりなさいと頭から言われているように感じる。ここは全面的に組み替えていただきたい。	[原文のまま] 「自助・共助・公助」の考え方は今回の総合計画の柱ともいえる考え方である。

No	委員	内 容	会長修正案等
65	藪口	<p>5 - (1)(62～64 頁)【基本構想でのご意見】</p> <p>(1)「参画と協働のまちづくり」という観点は肯定できるが、問題は市民の多くがこれに参加するのか、その気にさせるためには何をしたら良いのかという観点からのアプローチがないために空疎な感じを拭えない。</p> <p>(2)人は誰でも煩わしいことはやりたくない。自分たちのためになる、あるいは、おもしろい、楽しそうと感じたときに行動を起こすことになるのだと思う。情報が開示されていることは最低限必要だが、それ以上に自己実現欲を刺激する施策が必要だと思う。その様なアプローチを付加する必要があると思う。</p>	<p>[原文のまま]</p> <p>ご指摘の点については、(取組の内容) 本文 3～4行目で「住民と地域をつなぐ機会を提供」という表現で示している。さらに具体的な内容については事業レベルで検討する課題である。</p>
66	田代	<p>5 - (1) 1.現状と課題(62 頁)</p> <p>下から 2 行目で、「具体的には、各小学校区を基本単位とした『地域自治』の制度化をめざして」とあるが、この地域自治とはいかなるものか、意味が分からない。地域住民と行政とがそれぞれの役割を分担してまちづくりをしていくというニュアンスは伝わるが、それならば「新しい自治体」という表現の方が分かりやすいのではないか。</p>	<p>[一部修正]</p> <p>「地域自治」については、(取組の内容) で説明しているので原文のままとし、「『地域自治』の制度化」は、「『地域自治』の仕組みづくり」に修正する。</p>
67	川端	<p>5 - (1) 3.(取組の内容)(63 頁)</p> <p>地域と行政の連携や協働によるまちづくりを進めます</p> <p>「協働による仕組み」、「地域リーダー」や「地域コーディネーター」の立場の説明と共に記述内容を分かり易く表現してください。</p>	<p>[修正]</p> <p>本文3行目以下を下記のとおり修正。</p> <p>「また、<u>自治会など地縁団体で活動している人たち</u>と共に、住民間の調整をしながら<u>地域課題の解決を促す地域コーディネーターを養成するための研修を行い、...</u>」</p>
68	須貝	<p>5 - (1) 4.各主体の主な役割【自治会やNPOなど】(63 頁)</p> <p><u>下記項目を増やす。「5.成果指標」との連動で必要と考えます。</u></p> <p>・行政などと連携しながら、地域のリーダー養成や、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を果たす人材育成を進める。</p>	<p>[追加]</p> <p>ご指摘の案を下記のとおり修正して追加。</p> <p>・行政などと連携しながら、地域課題の解決を促す地域コーディネーターの育成を進めます。</p>

No	委員	内 容	会長修正案等
69	須貝	5 - (2) 4.各主体の主な役割【NPOなど】(66 頁) 2つ目を「協働に意欲的な団体や社会起業家を育成する」と修正してはどうか。	[修正] ご指摘のとおり修正。
70	川端	5 - (3) 2.基本方針 1 項目(68 頁) 「 <u>自助・共助・・・役割分担(補完性の原則)明確化</u> し、・・・を次の如く書き換える 市民や地域コミュニティが自らも公共的な役割に取組み、行政と市民、地域、・・・が対等なパートナーシップ・・・ その理由：自助・共助・公助の役割分担は強制されるものではなく、自発的・自主的に決まるものと理解されますので、その事が読み取れる表現とする。	[修正] 文章を2文に分け、下記のとおり修正。 ・市民、地域、事業者、行政が対等なパートナーシップ(協働の視点)に基づき公共サービスを共有・分担することができるよう、「自助・共助・公助」の役割分担(補完性の原則)を明確化します。また、市役所業務の効率化、組織のスリム化をめざします。

【基本計画 第5章】

No	委員	内 容	会長修正案等
71	川端	第5章 (71～75頁) 地域の現状の検討や施策展開等を幅広い地域市民の参画・協働によりすすめる仕組みを地域毎に設ける事を要請いたします。	地域を基盤にした「地域自治」の仕組みについては、第4章5-(1)に位置づけている。
72	植山	第5章 (71～75頁) 地域別の特性と今後の施策展開は、もう少し具体性をもって記すべき。	[修正検討] 構成を(1)地域特性、(2)現状と課題、(3)施策の展開として整理し直し、(1)(2)について時点修正を行った上で、施策の展開については書き込める範囲で追記。
73	吉村	第1節 北部地域 (3)施策の展開(71頁) 新名神高速道路の開通、箕面ICの設置が平成30年度に予定されているが、その影響を積極的に受け止める箕面市の施策がなければ、箕面市域では箕面グリーンロードやR423号を利用する通過交通だけが増大しかねない。新名神に関する施策として「農業振興策により、地域活性化を図る」、「交通基盤整備に十分に配慮したまちづくりを進める」の記述はあるが、北部地域に限らず、高まることが予想される企業立地需要に対する施策をもう少し検討する必要はないか。	
74	吉村	第4節 西部地域 (3)施策の展開 (74頁) 「滝道を中心とする箕面公園一帯 ……」は、大阪府の「歴史・文化的まち並み再生事業(石畳と淡い街灯まちづくり支援事業)」のモデル地区に選定され、今後、フットライトの設置や無電柱化等の滝道の再整備や川床の社会実験が予定されているので、来訪者の増加をめざす具体的な取組みとして「滝道の再整備」、「川床の実施」等の表現を追加する。	No.74 については、「府営箕面公園と滝道について、歴史の街なみにふさわしい環境整備を進めます。」と追記。